令和4年知多北部広域連合議会第1回定例会会議録目次

2	月	21	日

会議録署名議員の指名4
会期について
例月出納検査結果報告 (7月分~12月分)
令和3年度定期監査結果報告5
知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について
知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について8
令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第2号)10
令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)11
令和4年度知多北部広域連合一般会計予算14
令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算

知多北部広域連合議会会議録(第76号)

1 招集年月日

令和4年2月21日(月) 午後2時00分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター (2階) 講義室 (議場)

3 応招議員(15人)

1番	田	中	雅	章	2番	Щ	﨑		_
3番	早	JII	康	司	4番	近	藤	美色	呆子
5番	早	JII	高	光	6番	野	北	孝	治
7番	森	Щ		守	8番	玉	本	礼	子
9番	勝	崎	泰	生	10番	藤	井	貴	範
11番	伊	藤	清-	一郎	12番	林		正	則
13番	Щ	下	享	司	14番	向	Щ	恭	憲
16番	米	村	佳仁	七子					

4 不応招議員(1人)

15番 水 野 久 子

5 開閉の日時

開 会 令和4年2月21日 午後 2時00分 閉 会 令和4年2月21日 午後 2時51分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

15番 水 野 久 子

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長古川貴浩 書 記 中川 啓

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	花	田	勝	重	副広域連合長	岡	村	秀	人
副広域連合長	宮	島	壽	男	副広域連合長	神	谷	明	彦
選任副広域連 合 長	星	Ш		功	会計管理者	小	林	き』	こみ
事務局長	横	井		誠	総 務 課 長	田	中	嘉	章
事業課長	三兴	ソ矢		誠	事業課長補佐	安	藤	直	子
事業課長補佐 兼認定係長	岡	本	章	良					

〈関係市町〉

東 海 市健康福祉監	小 島	久	和	東 海 市 高齢者支援課長	徳	永	龍 信
大府市福祉部長	猪 飼	健	祐	大 府 市 高齢障がい支援課長	近	藤	恭 史
知 多 市 福 祉 部 長	松下	広	子	知 多 市 長 寿 課 長	松	田	朋 子
東 浦 町健康福祉部長	鈴木	貴	雄	東 浦 町 ふくし課長	内	田	由紀子

10 議事日程

日程	議案番号		件名	備	考
1			会議録署名議員の指名		
2			会期について		
3	報告	1	例月出納検査結果報告(7月分~12月分)		
4	報告	2	令和3年度定期監査結果報告		
5	議案	1	知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について		
6	11	2	知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について		
7	11	3	令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第2号)		
8	IJ	4	令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)		
9	11	5	令和4年度知多北部広域連合一般会計予算		·
1 0	IJ	6	令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算		

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月21日 午後2時00分 開会)

議長 (田中雅章)

会議に先立ち、御報告を申し上げます。

15番水野久子議員から、都合により本会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告をいたします。

それでは、定刻となりました。ただいまの出席議員は、15人で定足数に達しております。 ただいまから令和4年知多北部広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

議長 (田中雅章)

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長 (花田勝重)

皆さん、こんにちは。

議長のお許しを得ましたので、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合議会の第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年度は、第8期介護保険事業計画の初年度でございます。事業を円滑に運営することができておりますことは、議員の皆様の格別の御支援と住民の皆様の御理解のたまものと、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、今回の定例会におきましては、情報公開条例や個人情報保護条例の一部改正、補正 予算のほか、令和4年度予算案について議案を提出させていただいております。

議案の内容等につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御 議決賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろし くお願いいたします。

議長 (田中雅章)

ありがとうございました。これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、9番勝崎泰生議員、10番藤井貴範議員 を指名いたします。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告(7月分~12月分)」及び日程第4、報告第2号「令和3年度定期監査結果報告」を一括議題といたします。

本 2 件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写し の配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告 (7月分~12月分)」及び日程第 4、報告第2号「令和3年度定期監査結果報告」を終わります。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第5、議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長(横井 誠)

ただいま上程になりました議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、デジタル庁設置法の制定による地方自治法の一部改正に準 じて、国の行政機関の定義を整備するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第7条の改正は、国の行政機関につきまして、定義を整備するとともにデジタル庁を追加 するものでございます。

附則第3項の改正は、行政文書の開示義務の特例に関する規定の追加で、今回デジタル庁

を追加するに当たり、規定を確認したところ、復興庁についても規定が必要であるため、追加したものでございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (田中雅章)

これより質疑に入ります。お手元に配付いたしました議案質疑通告の一覧の順序に従い、 質疑をしていただきます。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番(近藤美保子)

議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」、新旧対照表でお尋ね します。

1つ目、改正では国の行政機関を内閣府、宮内庁等具体的に明記されてきています。情報 公開への影響はどのようか、お尋ねします。

次に、2点目、第7条第1号に、国家行政組織法の適用から除外されているデジタル庁を明記する理由はどのようか、お尋ねします。2点をお伺いします。

議長 (田中雅章)

答弁お願いいたします。

総務課長 (田中嘉章)

御質問の1番目、情報公開への影響についてでございますが、第7条の改正は、国の行政機関の範囲に係る規定を地方自治法に準じたものに改め、デジタル庁を追加するものでございます。この改正に伴う情報公開への影響はありません。

御質問の2番目、デジタル庁を明記する理由についてでございますが、省庁の根拠法にかかわらず、規定中の国の行政機関にはデジタル庁を含めるべきとしたものでございます。 以上でございます。

議長 (田中雅章)

答弁は終わりました。近藤議員、再質問ありますか。

4番(近藤美保子)

特に再質問ありません。

議長 (田中雅章)

以上で、4番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。 これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番(近藤美保子)

ただいま議題となっております議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」、反対の立場で討論いたします。

今回の条例の一部改正は、第7条第1号で行政文書の開示情報に関わる国の行政機関の定義が整備され、法に基づき、内閣府、宮内庁、デジタル庁、国家行政組織法に規定する機関等が明記されました。デジタル庁設置法で、デジタル庁は第2条で所掌事務が定められ、第5条では、内閣府の統轄の下に政府全体のデジタル化に関する重要な基本方針を策定し、施策の達成時期を定める重要な計画の作成を担います。

しかし、デジタル庁は、デジタル化を進め、あらゆる行政分野で勧告権と予算を使うことで民間企業の意向を組み入れていく組織であり、民間癒着が懸念されます。

また、集積した情報のサーバー攻撃や情報の漏えいの危険があるなど問題を指摘し、議案 第1号の反対討論といたします。

議長 (田中雅章)

ほかにありませんか。

3番(早川康司)

議長のお許しをいただきましたので、上程されております議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」、原案賛成の立場で討論をさせていただきます。

審議に付されております情報公開条例の一部改正につきましては、国の行政機関にデジタル庁を追加するため改正するもので、デジタル庁設置法の改正に伴う地方自治法の改正に準ずる改正であり、妥当なものと判断し、賛成の討論とさせていただきます。

議長 (田中雅章)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(替成者起立)

ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第1号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第6、議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長(横井 誠)

ただいま上程になりました議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、デジタル庁設置法による地方自治法の一部改正に準じて、 不開示情報に係る指示の発出機関へのデジタル庁の追加等をし、及びデジタル庁設置法によ る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に 伴い、情報提供等記録に係る通知先の変更等をするため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第7条の改正は、国の行政機関にデジタル庁を追加するものでございます。

第36条の改正は、情報提供等記録に係る通知先の変更等で、通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改め、番号利用法の引用条項を改めるものでございます。

2ページをお願いします。

附則の第9項は、行政文書の開示義務の特例に関する規定の追加で、復興庁に係る規定を 追加したものでございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (田中雅章)

これより質疑に入ります。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番(近藤美保子)

議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」、新旧対照表で2 点、お尋ねします。

1点目、第17条第1号に、国家行政組織法の適用から除外されているデジタル庁を追加した理由はどのようか。

2点目として、第36条で保有個人情報の提出先を総務大臣から内閣総理大臣に変更した理由はどのようか、お尋ねします。

議長 (田中雅章)

お答え願います。

総務課長 (田中嘉章)

御質問の1番目、デジタル庁を追加した理由についてでございますが、省庁の根拠法にかかわらず、規定中の国の行政機関にはデジタル庁を含めるべきとしたものでございます。

御質問の2番目、保有個人情報の提出先を総務大臣から内閣総理大臣に変更した理由についてでございますが、情報提供等記録の通知先は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において総務大臣から内閣総理大臣に改正されております。本条例におきましても、同法との整合を図るため改正するものでございます。

以上でございます。

議長 (田中雅章)

答弁は終わりましたが、近藤議員、再質問ありますか。

4番(近藤美保子)

再質問は特にありません。

議長 (田中雅章)

以上で、4番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

4番(近藤美保子)

議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」ですけども、これは、デジタル化を進めるという名目で国民一人一人の個人情報を全て内閣総理大臣に集中させるという仕組みとなり、問題のある改正と言えるのではないでしょうか。国の法体制あるいは法の改正に伴う文言の変更、条のずれの解消は問題のない内容に思えますが、発端となったのはデジタル関連法です。この法は6つの法から成り立ち、デジタル社会形成整備法の中に含まれる個人情報保護法の改正そのものがマイナンバー制度と一体となるものであり、国民のプライバシーなどに関しても重大な影響を与えることになることは見過ごすわけにはいきません。

そして、デジタル庁によるデジタル推進は、個人情報の規制緩和をするものであり、知多 北部広域連合個人情報保護条例第1条の個人の権利、利益を保護することを目的とするとい うことと相反すると考え、反対討論とします。

議長 (田中雅章)

ほかにありませんか。

3番(早川康司)

議長のお許しをいただきましたので、上程されております議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

審議に付されております条例の一部改正につきましては、国の行政機関にデジタル庁を追加するため改正するものであり、その地方自治法の改正に準ずる改正と、情報提供ネットワークシステムの管理者が総務大臣から内閣総理大臣に改められたことに伴い、情報提供等記録に関わる通知先を改正するものであるため、個人情報の適正な取扱いを確保する施策であり、必要な改正と認められることから、賛成の討論とさせていただきます。

議長 (田中雅章)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案につきましては、起立による採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ありがとうございました。起立多数であります。よって、議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第7、議案第3号「令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長(横井 誠)

ただいま上程になりました議案第3号「令和3年度知多北部広域連合一般会計補正予算 (第2号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,815万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ38億8,766万5,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

2の歳入でございます。

5款 繰入金、1項1目 財政調整基金繰入金は、保険給付費の増額補正に係る市町負担 分として財政調整基金を取り崩し、2,668万5,000円を増額するものでございます。

2項1目 介護保険事業特別会計繰入金は、介護保険システム改修に係る国庫補助金の交付に伴い、余剰となった一般財源146万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いします。

2款 総務費、1項1目 一般管理費は、財政調整基金から特別会計へ繰り出すため、介

護給付費繰出金2,668万5,000円を増額するものでございます。

2目 財政調整基金費は、財政調整基金積立金を146万6,000円増額するものでございます。 以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長(田中雅章)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「令和3年度知多北部広域連合一般会計補正 予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第8、議案第4号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長 (横井 誠)

ただいま上程になりました議案第4号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,555万1,000円を追加し、総額を 歳入歳出それぞれ244億34万4,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款 保険料、1項1目 第1号被保険者保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置で、現年度分普通徴収保険料80万円を減額するものでございます。

2款 国庫支出金、1項1目 介護給付費負担金は、居宅介護サービスの利用者が当初の 見込みより多く、保険給付費が不足する見込みであるため、国の法定負担分である4,269万 7,000円を増額するものでございます。

2項1目 調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免措置を実

施したため、令和2年度保険料減免分、補助率10分の10の59万4,000円と令和3年度保険料減免分、補助率10分の4の12万円を合わせた71万4,000円を増額するものでございます。

2項4目 保険者機能強化推進交付金は、国から令和3年度の確定額が通知されたことに伴い、確定額と当初予算計上分との差分313万4,000円を、同じく2項5目 介護保険保険者努力支援交付金は、667万5,000円を減額するものでございます。

2項6目 事業費補助金は、特定個人情報に関するシステム改修に、介護保険事業費補助金を充てるため146万6,000円を計上するもので、補助率は3分の2でございます。

2項7目 介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免措置を実施したため、令和3年度保険料減免分、補助率10分の6の48万円を計上するものでございます。

3款 支払基金交付金、1項1目 介護給付費交付金は、2款 国庫支出金と同様に保険 給付費の不足分の法定負担分である5,764万1,000円を増額するものでございます。

10、11ページをお願いします。

4款 県支出金、1項1目 介護給付費負担金は、保険給付費不足分の県の法定負担分である2,668万5,000円を増額するものでございます。

6 款 繰入金、1項1目 介護給付費繰入金は、保険給付費の不足分の法定負担分である 2,668万5,000円を増額し、一般会計から繰り入れるものでございます。

2項1目 介護給付費準備基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免措置のうち、特別調整交付金の交付が令和4年度の対象となるものとの差額分20万円、保険者機能強化推進交付金の交付決定との差額分313万4,000円、介護保険保険者努力支援交付金の交付決定との差額分667万5,000円、国庫支出金等過年度分の返還に伴う差額分4,000円、保険給付費の不足分の第1号被保険者保険料の法定負担分5,977万9,000円を合わせた6,979万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

12、13ページをお願いいたします。

1款 総務費、1項1目 一般管理費は、介護保険事業費補助金の充当先でございます。

2款 保険給付費、1項1目 居宅介護サービス給付費は、利用者が当初の見込みより多いため、2億1,348万7,000円を増額するものでございます。

3款 地域支援事業費、1項1目 介護予防・生活支援サービス事業費及び2項1目一般 介護予防事業費は、介護保険保険者努力支援交付金の充当先でございます。

4款 保健福祉事業費、1項1目 保健福祉事業費は、保険者機能強化推進交付金の充当 先でございます。

14、15ページをお願いします。

5款 基金積立金、1項1目 介護給付費準備基金積立金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免措置において、令和2年度介護保険災害等臨時特例補助金及び令和2年度特別調整交付金の交付対象者につきまして、未申請分に限り、令和3年度特別調整交付金の交付対象となったため、59万4,000円を増額するものでございます。

6款 諸支出金、1項3目 償還金は、令和元年度介護給付費財政調整交付金の再確定に

伴い生じた返還金4,000円を計上するものでございます。

2項1目 一般会計繰出金は、介護保険事業費補助金をシステム改修費に充てることにより、146万6,000円が余剰となるため、一般会計に繰り出し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (田中雅章)

これより質疑に入ります。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番(近藤美保子)

補正予算についてお尋ねします。

まず、歳入、8、9ページですけれども、2款2項6目 事業費補助金についてです。

介護報酬改定などに伴うシステム改修事業費補助金は、どのようなシステム改修事業に補助金がついたか、お尋ねします。

2点目、同ページ、2款2項7目の介護保険災害等臨時特例補助金についてです。

保険料の減免措置を受けた人数はどのようかということ。

3点目に、歳出、12ページ、13ページにかけて、2款1項1目 居宅介護サービス給付費 についてお尋ねします。

居宅介護サービス給付費 2 億1,348万7,000円は、利用者が増えたと聞きますが、居宅介護サービス、これが当初予算と比較して金額が伸びているサービスはどのようか、お尋ねします。

議長 (田中雅章)

答弁お願いいたします。

事業課長 (三ツ矢誠)

御質問の1番目、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費についてでございますが、マイナンバー情報連携標準レイアウトの改版に対応するための改修でございます。

御質問の2番目、保険料の減免措置を受けた人数についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の人数は14人でございます。

御質問の3番目、当初予算と比べて金額が伸びているサービスについてでございますが、 高齢化率及び認定率の上昇に伴い、居宅介護サービス給付費は全体的に伸びております。特 に訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護の金額が伸びております。

以上でございます。

議長 (田中雅章)

答弁は終わりました。

近藤議員、再質問ありませんか。

4番(近藤美保子)

再質問ありません。

議長 (田中雅章)

以上で、4番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「令和3年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第9、議案第5号「令和4年度知多北部広域連合一般会計予算」を議題 といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長(横井 誠)

ただいま上程になりました議案第5号「令和4年度知多北部広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

一般会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ38億3,931万円とするもので、前年 度当初予算に対して1億3,011万円、3.5%の増でございます。

第2条は、地方自治法の規定により債務負担行為を設定するものでございます。

第3条は、一時借入金で、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を10億円と定めるもので、前年度と同額でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第2表は、債務負担行為で、総合収納システム修正経費負担金について、修正作業が2年 度にわたることに伴い設定するものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金は37億1,456万5,000円で、前年度比2億1,014万2,000円の増でございます。

なお、負担金の内訳につきましては、右の説明欄のとおりでございます。

- 2款 国庫支出金、1項 国庫負担金8,105万6,000円は、低所得者保険料軽減負担金の国の負担分でございます。
- 3款 県支出金、1項 県負担金4,052万8,000円は、低所得者保険料軽減負担金の県の負担分でございます。
- 2項 県補助金86万5,000円は、社会福祉法人に対する補助制度で、生計困難者等に対する利用者負担軽減を対象とした補助でございます。
- 3項 県委託金5,000円は、生活保護法に基づく審査判定委託料で、前年度と同額でございます。
 - 12、13ページをお願いします。
 - 4款 財産収入、1項 財産運用収入9,000円は、財政調整基金の預金利子でございます。
- 5款 繰入金、1項 基金繰入金1,000円でございますが、前年度は財政調整基金の取崩 しがありましたが、令和4年度は当初の取崩し予定はございません。
 - 6款1項 繰越金は、前年度と同額でございます。
- 7款 諸収入、1項 預金利子1,000円は、歳計外現金の預金利子、2項 雑入28万円は、 雇用保険被保険者負担金などでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

14、15ページをお願いします。

- 1款1項 議会費90万円は、前年度比83万7,000円の減で、行政視察を行わない年となるためでございます。
- 2款 総務費、1項 総務管理費38億3,478万3,000円は、前年度比1億3,102万円の増で ございます。

主なものとして、4節 共済費は、社保加入の会計年度任用職員が10月から共済組合に加入するため、共済組合負担金が増加しております。

16、17ページをお願いします。

12節 委託料のシステム改修委託料は、会計年度任用職員の共済組合加入に対応するためのものでございます。

17節 備品購入費は、公用車と印刷機各1台の買換えに伴う購入費用でございます。

18、19ページをお願いします。

18節 負担金、補助金及び交付金のうち、総合収納システム修正経費負担金は、総合収納システムの I S D N 回線廃止対応に係る改修の負担分でございます。

27節 繰出金は35億164万3,000円、前年度比1億3,042万円の増で、主に介護給付費の増加によるものでございます。

2項 選挙費は、選挙管理委員4人分の報酬等、3項 監査委員費は、監査委員2人分の 報酬等でございます。

20、21ページをお願いいたします。

3款 事業費、1項 介護保険円滑実施特別対策事業費115万5,000円は、社会福祉法人に対する利用者負担軽減の補助金でございます。

4款 公債費及び5款 予備費は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (田中雅章)

これより質疑に入ります。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番(近藤美保子)

令和4年度知多北部広域連合一般会計予算についてですが、今説明の後のページですね、 22、23ページ、職員手当の内訳についてをお尋ねしたいと思います。

制度改正に伴い期末手当が昨年度と比べて減額となっているんですけども、具体的にはどのような内容か、お尋ねします。

議長 (田中雅章)

答弁お願いします。

総務課長 (田中嘉章)

御質問の期末手当の減額についてでございますが、人事院勧告及び国家公務員の給与に準 じた引下げの予定を反映しております。具体的には、期末手当の支給率を年2.55月から年 2.40月に、0.15月分下げることとして積算したものでございます。

なお、知多北部広域連合の職員に支給する手当に関しましては、知多北部広域連合職員の 給与に関する条例により東海市職員の例によることとしております。人事院勧告どおりとの 方針は、東海市にも確認しております。

以上でございます。

議長 (田中雅章)

答弁は終わりましたが、近藤議員、再質問ありますか。

4番(近藤美保子)

再質問は特にありません。

議長 (田中雅章)

以上で、4番近藤美保子議員の議案質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「令和4年度知多北部広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第10、議案第6号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計 予算」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長(横井 誠)

ただいま上程になりました議案第6号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

介護保険事業特別会計予算書の1ページを御覧ください。

第1条は、歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ246億815万円とするもので、前年度 当初予算に対し9億4,160万円の増、率にして4.0%の増でございます。

第2条は、地方自治法の規定により債務負担行為を設定するものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法の規定により、流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。令和5年度に予定しております第9期介護保険事業計画の策定に当たり、日常生活圏域ニーズ調査委託を令和4年度から令和5年度の2か年にかけて実施する予定で、限度額を114万2,000円とするものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。

2の歳入でございます。

1 款 保険料57億1,213万7,000円は、65歳以上の保険料で、前年度比5,180万1,000円の増で、被保険者微増によるものでございます。

2款 国庫支出金は、保険給付費・地域支援事業費に対する国の負担分、調整交付金は、 第8期事業計画で見込んだ1.58%で計上し、合計49億9,579万9,000円を計上しております。 12、13ページをお願いします。

3款 支払基金交付金63億7,619万円は、40歳から64歳までの保険料として交付を受ける ものでございます。

4款 県支出金35億500万4,000円は、県の負担分で、新規に地域医療介護総合確保基金補助金を計上しており、介護従事者等の資質向上及び育成に活用するものでございます。

5款 財産収入74万6,000円は、介護給付費準備基金利子でございます。

14、15ページをお願いします。

6款 繰入金は、給付費等に係る市町負担分を一般会計から繰り入れる一般会計繰入金と、 1款 保険料収入の不足分を基金から繰り入れる基金繰入金で、40億1,439万円を計上して おります。

7款 繰越金200万円は、前年度繰越金でございます。

16、17ページをお願いします。

8款 諸収入につきましては、保険料の延滞金などで合計188万4,000円を計上しております。

続いて、歳出を御説明いたします。

18、19ページをお願いします。

1款1項 総務管理費は1億785万1,000円で、前年度比1,374万5,000円の増でございます。 新規事業といたしまして、第9期介護保険事業計画の策定に当たり、日常生活圏域ニーズ 調査等を実施するものです。日常生活圏域ニーズ調査は、軽度・一般高齢者の現状把握のた め3年ごとに実施し、委託契約期間は令和4年度からの2年間で、1年目に調査、2年目に 調査結果の分析、報告を行うものでございます。

2項 徴収費は138万9,000円で、保険料の口座振替やコンビニエンスストアでの収納が増加傾向であり、前年度比18万円の増でございます。

20、21ページをお願いします。

3項 介護認定審査会費1億5,755万8,000円は、前年度比61万8,000円の減で、令和4年度が暦の関係で認定審査会の開催回数が減となるためでございます。

4項 趣旨普及費は245万6,000円で、介護保険料、制度全般の説明用パンフレットを作成するものでございます。

22、23ページをお願いします。

5項 事業計画推進委員会費は58万6,000円で、令和4年度は3回開催をする予定でございます。

22ページの中段から27ページまでが保険給付費になります。

2款 保険給付費の合計は228億5,839万6,000円で、要介護と認定された被保険者への保 険給付費で、前年度比8億8,920万円の増でございます。

給付費につきましては、令和元年度以降の伸び率により、それぞれの給付額を見込み計上 したものでございます。

28ページから32ページの上段までが地域支援事業費となります。

3款 地域支援事業費は13億7,829万6,000円で、要支援と認定された者への保険給付費で、 前年度比4,883万7,000円の増でございます。

地域支援事業費は、国の上限管理により決められている額と令和元年度以降のサービス費と高齢者人口の伸び率により算定し、見込んだものでございます。増が多いものは、3項 包括的支援事業・任意事業費が前年度比2,802万円の増でございます。

増加する高齢者からの支援ニーズや課題の複雑化、多様化に対応するために、包括的支援

事業委託料を増額し、高齢者相談支援センターの職員体制の強化を図るものでございます。 また、給付費通知の送付対象者を総合事業の一部まで拡大し、より一層の給付適正化を図る ものでございます。

32、33ページをお願いします。

4款 保健福祉事業費は、関係市町における高齢者の自立支援や重度化防止の独自の取組を支援するため、保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金相当額を、保健福祉事業支援交付金として市町に交付するものでございます。

5款 基金積立金は、介護給付費準備基金の利子、6款 諸支出金は、過年度分保険料還付などに対応する分、7款 予備費は、前年度と同額でございます。

歳出合計は、歳入合計と同額の246億815万円でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 (田中雅章)

これより質疑に入ります。

4番近藤美保子議員の発言を許します。

4番(近藤美保子)

知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算について、3点、お尋ねします。

歳入の10、11ページ、1款1項1目で、第1号被保険者保険料、3節滞納繰越分保険料についてです。876万円と予算が組まれていますが、この伸び率、収納率をどのように組み込んで増額となっているのか、お尋ねします。

2点目、歳出の20、21ページですが、1款4項1目 趣旨普及費ですが、この費用でパンフレット印刷は何冊発行し、3市1町に何冊配布する予定となっているか、お尋ねします。

3点目、歳出22、23ページ、2款1項で、介護サービス等諸費についてですけれども、この合計が令和3年度予算より8億4,437万1,000円の増額としている理由は、伸び率を計上したということですが、その理由を具体的にお尋ねします。

議長 (田中雅章)

答弁お願いいたします。

事業課長 (三ツ矢誠)

御質問の1番目、滞納繰越分保険料の収納率の見込みについてでございますが、過去の実績を考慮し、滞納繰越分保険料の収納率17%を見込んでおります。

御質問の2番目、パンフレットについてでございますが、2種類のパンフレットを作成しており、「みんな笑顔で介護保険」は1万冊発行し、東海市に2,800冊、大府市に2,100冊、知多市に2,100冊、東浦町に1,600冊の配布を予定しております。

「介護保険料のしおり」は8万7,000冊を発行し、3市1町の5つの窓口に合計1,200冊の配布を予定し、第1号被保険者には、65歳年齢到達や転入による資格取得時及び当初賦課通

知と併せて広域連合から発送しております。

御質問の3番目、保険給付費の増額理由についてでございますが、過去の実績と推移、今 後の高齢者数、利用者数の伸びなどを見込んで計上しております。

以上でございます。

議長 (田中雅章)

答弁は終わりましたが、近藤議員、再質問ありませんか。

4番(近藤美保子)

22、23ページですけど、歳出、2款1項 介護サービス等諸費で、高齢者の、先ほど聞いたんですが、伸び率とか経過を見込んでこの増額になったということですが、令和3年度補正予算で、政府は介護・障害福祉職員を対象に、収入の3%程度、月額にして平均9,000円を令和4年2月から実施するとしています。

それで、10月以降ですが、2月7日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会の中の資料1に、令和4年度介護報酬改定に関する審議報告案の中で、政府において、令和4年度予算編成過程において、経済対策を踏まえ令和4年度10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入3%程度、月額平均9,000円相当を引き上げるために措置を講ずることが決定されたと、このように明記されていました。社会保障審議会の中ではまだ検討中ですけども、介護職員処遇改善の費用というものは、広域連合では令和4年度予算にどのように反映しているか、お尋ねします。

事業課長 (三ツ矢誠)

今回の処遇改善に対するものは、国が新たに補助金を創設して賃金上げを実施するもので、 令和4年2月分から9月分までは全額補助金で対応するものであるため、広域連合の新年度 予算には影響はございません。また、10月分以降につきましては、国から具体的な内容につ いての正式な決定の通知がないものですから、新年度予算には反映をしておりません。

以上でございます。

議長(田中雅章)

以上で、4番近藤美保子議員の議案審議を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業

特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長(田中雅章)

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。 広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長(花田勝重)

議長のお許しを得ましたので、知多北部広域連合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきましては、私どもから提出させていただきました条例の一部改正をは じめとした議案6件につきまして、いずれも原案どおり御議決賜りましたことを、まずもっ てお礼申し上げます。

介護保険制度の運営につきましては、議員の皆様の格別の御指導、御協力をいただきながら、広域的運営の長所を生かし、住民の皆様にとりましてよりよい介護保険制度となるよう、引き続き職員一同努力してまいります。

議員の皆様には、引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げますとともに、 まだまだ寒い日が続いております。十分健康に御留意をくださるようお願い申し上げまして、 閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長 (田中雅章)

ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年知多北部広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。 お疲れさまでございました。

(2月21日 午後2時51分 閉会)

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123 条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (1番) 田 中 雅 章

議員(9番)勝崎泰生

議 員 (10番) 藤 井 貴 範